

# 介護予防グループ活動支援事業について

【助成額：1月あたり5,000円】

1ヶ月につき1回以上、集会の場を設け、高齢者自身の健康づくり・介護予防の活動を行う地域の住民グループに対して補助を行います。

## グループの要件

- 概ね10人以上の高齢者のグループで月1回以上介護予防に関する5つの項目を取り入れた活動を行っている。
- グループ内には、オリーブ健康塾受講者が1名以上いること。



## 対象経費

介護予防を目的とした事業を行うために必要なもの。

報償費	講師謝礼
旅費	交通費・講師旅費
需用費	消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費・食糧費・賄い材料費
役務費	通信運搬費・手数料
使用料及び賃借料	会場使用料・駐車場使用料・自動車借上げ料
備品購入費	備品購入費

## 介護予防活動の活動区分

- 下の介護予防の5つの項目を年間にわたって活動（1項目1回以上）
- 月1回以上の活動

### 運動機能

- いきいき100歳体操
- テレビ体操
- ラジオ体操
- 筋力アップ体操（椅子、床に座って）
- 体力測定

など

### 口腔機能

- 健口体操（舌の体操）  
（顔面体操）  
（ゴックン体操）  
（唾液腺マッサージ）
- お口のお手入れ（ハミガキ）

など

### 栄養改善

- オリーブやオリーブオイル活用
- 料理教室（男性も参加して楽しく調理）
- 食生活チェック

など

### 心の健康

- 趣味講座（俳句、絵手紙、フラワーアレンジメント等）
- 昔を語り合おう
- 音楽療法
- 認知症予防

など

### 生きがい

- カラオケ
- レクリエーション（道具の活用）
- 会食
- おやつ
- 交通安全の話
- 悪徳商法

など

# 介護予防グループ活動支援事業補助金交付の流れ

介護予防グループ活動支援事業の補助を希望する活動団体は下記のとおり申請手続きを行うこととなります。

	グループ活動団体	町
補助金申請	<p><b>① 活動認定申請書・交付申請書の提出</b>            年間の実施計画、活動にかかる金額（千円単位で切り捨て）を計画、算定し、「介護予防グループ活動認定申請書」、「活動事業費補助金交付申請書」、「申請額算出内訳書」及び「事業実施計画書」を、役場高齢者福祉課に提出します。（対象経費、活動区分は別紙参照）</p>	<p><b>② 活動認定書・交付決定通知書の交付</b>            町は、書類を審査して適切であれば、「介護予防グループ活動認定書」、「補助金交付（不交付）決定通知書」を交付します。</p>
活動実施	<p><b>③ 活動の実施（写真、領収書の保管）</b>            申請団体は「交付決定」を受け、1ヶ月に1回以上、介護予防・健康づくり活動を行ってまいります。            ※活動ごとに写真1枚と領収書を保管してください。</p>	
実績報告	<p><b>④ 実績報告の提出</b>            年間の活動が完了したら（3月～4月）、「補助金実績報告書」、「精算額算出内訳書」、「活動実績報告書」に活動状況が分かる写真、支出を証明する領収書を付して、役場高齢者福祉課に提出します。</p>	<p><b>⑤ 確定通知書の交付</b>            町は実績報告等を審査のうえ、「補助金交付の確定通知書」を交付します。</p>

※補助金の請求  
 補助金は「交付決定」以降、先払い又は後払いを選択できます。請求書の提出がありましたら、補助金をお支払いします。